

ID: 560

担当部署: 上下水道局

処分の概要	水洗便所への改造命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第11条の3第4項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第11条の3第4項の規定による。 (水洗便所への改造義務等) 第11条の3 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日